

様式第十八の四（第11条の3第3項関係）

認定事業適応計画の概要の公表

1. 認定の日付

2022年2月14日

2. 認定事業適応事業者の名称

株式会社 山善

3. 認定事業適応計画の内容

（1） 事業適応に係る事業の目標

株式会社山善はDX戦略基本方針として「デジタル技術を活用しDX戦略を推進、顧客価値最大化を目指す」ことを掲げ、同社の強みであるパワー営業マンにデジタル武装を装備することで、顧客が気づいていない価値すらも先回りして提示することを目指す。

DX戦略の骨組みとして、①「データに基づいて意思決定する、データ主導型企业への変革」、及び②「データに基づいたマーケティングで、新たなビジネスを創出」の2つを戦略の軸にしている。

①について、DX戦略の前提となる「情報の一元化」及び「業務プロセスの統合化」を進め、生産性の向上に貢献する仕組みを構築することを目指す。具体的には、コアデータベースを整備し、ビジネスに有用な情報を収集し、収集した情報を分析することでNextアクションを導出する。また、統合基幹業務システムの導入により、業務の標準化と集約化を推進することで、間接業務を削減し、高付加価値業務へとシフトしていく。

②について、データを活用して、営業力のさらなる強化に資する仕組みを作り、「既存事業の深化」と「新規事業創出」を推進していく。具体的には、既存事業の深化として、データ集約により得た顧客情報（リアルタイムの売れ行き情報、ニーズ等）の活用、及びAI等を活用した需要予測による品揃え強化とオリジナル商材の開発を行う。また、新規事業創出として、事業部横断でのD2Cサイトの開設による検索・購買履歴やレビューデータの活用、現場のKAIZEN活動データや設備のIoTデータを活用した新規ビジネスの創出を目指す。

これらのDX戦略を推進・実現するために、2021年4月1日付で、経営企画本部内に「DX戦略部」を新設し、デジタル人材の確保・育成、外部組織との関係構築・協業、及びDX戦略の進捗・成果を測るKPIの設定など、DX活動を全社の持続的な活動と位置づけ、企業価値の向上を図っていく考えである。

（2） その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標

2025年度において、基準値（2015年3月期から2019年3月期の5年平均）に対してROA+1.75%ポイント向上することを目標とする。

(3) 財務内容の健全性の向上を示す目標

2025年度において、有利子負債/キャッシュフロー比を-5.7倍とし、経常収支比率は105.1%となる予定である。

(4) 事業適応の類型

情報技術事業適応

(5) 計画の対象となる事業（日本標準産業分類における中分類名称及びその分類コード）

中分類名称：機械器具卸売業

分類コード：中分類54

選定理由：同社は同事業において、これまでも生産現場の多様なニーズに対応するため、さまざまな製品をラインナップし、総合システムプロデューサーとしての提案を行ってきたが、デジタル化の波により、顧客ニーズへの対応のより一層のスピードアップが求められている。こうした中、今後も引き続き同事業を同社の柱として位置づけ、データ主導型企业への変革と、データに基づいたマーケティングを実現することを目指すため、事業適応を実施していく。

(6) 事業適応の具体的内容

同社は、DX戦略を推進することで、顧客、仕入先及び同社におけるトレンドや実績をデータ化して把握し、①データ主導型企业への変革と②データに基づいたマーケティングを実現する。この2つの戦略の軸に対する具体的な取組内容は下記の通り。

① データに基づいて意思決定するデータ主導型企业へ変革

導入する統合基幹業務システムに上流・下流システムの全データを集約し情報を一元化することにより、営業活動の生産性向上に資するデータ基盤を整備する。併せて、各顧客との取引履歴や与信情報等を集約・管理し、受注情報や入出金情報等を活用することによって、営業活動の効率化・生産性の向上を図り、高付加価値業務へシフトする。

② データに基づいたマーケティングにより新たなビジネスを創出

顧客接点で得た情報や売れ行き情報などのデータを活用し、販売機会ロスを低減するとともに、顧客とデータの連携を通じて生産性向上を支援する新規事業を行う。また、これまで消費者向けであったEコマースを、法人向けにも拡大し、法人顧客の検索情報等も活用することで新たな顧客層の開拓と新商品開発に取り組む。

上記①、②により、同社事業の中核をなす機械・機工・TFSビジネスユニット合計の売上高販売管理費率が、基準年度と比較して9.05%ポイント削減されることを目指す。

・産業競争力強化法第21条の28第2項の規定に基づく生産性の向上又は需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準への適合：有

・産業競争力の強化に著しく資するものとして経済産業大臣が定める基準への適合：有

(7) 事業適応の開始時期及び終了時期

開始時期：2022年2月

終了時期：2026年3月